

文教大学課外活動団体に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本学の越谷校舎、湘南校舎、東京あだち校舎の学友会会則に定める本部団体（総務部、体育会本部、文化会本部、学園祭実行本部）、公認団体及び届出団体が活動する際に必要な事項を定める。

(課外活動団体の設立・継続・解散及び大学の公認)

第2条 課外活動団体の設立・継続・解散は、学友会会則及び本規程の定めによる。

2 学友会により設立・継続の手続がされ、学生委員会が認めた団体を、本学公認のクラブ・サークル（以下、「クラブ」という）とする。

(顧問)

第3条 クラブの顧問に就任することができるのは、学生委員長及び学生副委員長を除いた本学専任の教授、准教授、講師又は助教とする。ただし、特任教員は除く。

2 総務部、文化会本部、体育会本部、学園祭実行本部の顧問は、原則として当該校舎の学生委員が担当する。

3 顧問の任期は6月1日～翌年度5月31日とする。ただし、当該顧問が本学を退職する場合は退職日までとする。

4 顧問は、原則として2つ以上のクラブを兼任しないこととする。ただし、学生委員長が認めた場合はこの限りではない。

5 学生委員長は、各校舎の学友会から提出された届出に基づき、顧問の候補者を学長に推薦し、学長がこれを委嘱する。

6 顧問は、任期途中で辞任する場合には、学生委員長に届け出なければならない。

7 顧問が欠けた場合、クラブはすみやかに後任の候補者を届け出なければならない。後任が決定するまでの期間は、学生委員長が指名する学生委員が、臨時的にこれを代行する。

(顧問の職務)

第4条 顧問の職務は次の各号のとおりとする。

(1) 本学の方針（学則、学友会会則等）に従い担当するクラブの運営について指導、助言する。

(2) 学外に対して担当するクラブを代表する。

(3) 担当するクラブの活動を把握し、適切な指導を行う。

(4) 担当するクラブに事故等が発生した場合、大学及びクラブの構成員とともに問題解決のための対応を行う。

(5) 第5条に定める顧問会議に出席する。

(顧問会議)

第5条 顧問会議は、学生委員長、顧問及び第6条に定める学内指導者をもって構成する。

2 顧問会議の議長は学生委員長が行う。

3 顧問会議は、クラブに関する事項を協議するとともに各顧問、学内指導者の連絡を図る。

4 顧問会議は、原則として年1回以上開催する。

5 学生委員長又は学生副委員長は、必要に応じて、校舎ごとの顧問会議を開催することができる。この場合、議長は校舎責任者が行う。

(学内指導者)

第6条 顧問は、クラブの指導に必要な場合、学内指導者を置くことができる。学内指導者は、本学の教職員（非常勤含む）でなければならない。

2 学内指導者を置く場合、顧問が学生委員長に推薦し、学生委員長がこれを委嘱する。

3 学内指導者の任期は6月1日～翌年度5月31日とする。ただし、当該指導者が本学を退職する場合は退職日までとする。

4 顧問は、学内指導者が任期途中で辞任する場合には、学生委員長に届け出なければならない。

5 学内指導者の職務は、第4条2項を除き、顧問に準ずる。

（学外指導者）

第7条 顧問は、担当するクラブが、本学の教職員以外の者を指導者（以下、「学外指導者」という）として置くことを希望した場合、毎年度、学生委員長に届け出なければならない。

2 学外指導者の職務や報酬は、当該クラブとの契約によるものとし、原則として大学はこれに関与しない。ただし、学生委員長が不適当と認めた場合は、当該クラブに対して学外指導者の解任を勧告することがある。

3 顧問は、学外指導者が辞任または解任された場合には、学生委員長に届け出なければならない。

4 学外指導者は、その功績によって表彰する場合がある。表彰の基準については、別途定める。

（活動の手続き）

第8条 クラブが活動を行う場合は、あらかじめ活動許可願を提出し、学生委員長の許可を受けなければならない。

2 学生委員長は、次の各号に該当するときは前項の許可を取り消すことがある。

- （1）大学が施設を利用する必要が生じたとき
- （2）虚偽の記載により許可を受けていたとき
- （3）活動に危険が伴うと判断したとき
- （4）本学の教育研究活動の妨げになるとき
- （5）その他特段の事情があるとき

3 学外で活動する場合の手続については、第1項及び第2項に準ずる。

4 手続の詳細は、学生課又は教育支援課が別途定める。

（遵守事項）

第9条 クラブは次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）活動に際して大学が定める手続きを怠らないこと
- （2）不法行為を行わないこと
- （3）ハラスメント行為を行わないこと
- （4）適切な会計処理を行うこと
- （5）本学の教育研究活動を妨害しないこと
- （6）社会通念上許されない行為を行わないこと
- （7）活動の安全を確保すること

（クラブに対する処分）

第10条 クラブ又はクラブに所属する学生が、前条に反する行為又は文教大学越谷校舎課外活動団体に対する処分の申し合わせに定める行為を行った場合、クラブ又はクラブに所属する学生に対して処分することがある。

2 処分の詳細は、文教大学課外活動団体の処分に関する内規に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、学生委員会の議を経て、学生委員長が決定する。

附則

本規程は、2021年4月1日から施行する。

本規程制定に伴い、「文教大学学友会顧問会申し合わせ」、「文教大学越谷校舎課外活動に関する内規」は廃止する。